平成２２年（フ）第９９１号
川崎市宮前区平１丁目13番３号　アーバン向ヶ丘Ａ―201、前住所川崎市宮前区平１丁目７番26号
債務者　山田　教幸
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９２号
川崎市宮前区平１丁目13番３号　アーバン向ヶ丘Ａ―201、前住所川崎市宮前区平１丁目７番26号
債務者　山田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９４号
川崎市川崎区小田６丁目16番７―307号　オガール川崎弐番館
債務者　近藤　昭二
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月28日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
新潟県柏崎市大字藤井1994番地６
債務者　石塚　義紀
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤辰一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月13日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
新潟市東区石山５丁目２番13号
債務者　矢澤彩耶華
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９号
兵庫県加古川市平岡町中野767番地の５
債務者　岡本　雄二
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４号
大阪府茨木市水尾１丁目12番48号
債務者　照屋　盛一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５号
兵庫県伊丹市北野５丁目７番地の25
債務者　照屋　盛治
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６号
兵庫県伊丹市荒牧南２丁目12番17号
債務者　照屋　好宣
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３９３号
兵庫県明石市鷹匠町12番10号　ノーブルハイム鷹匠102号、旧住所兵庫県明石市藤江2031番地　プレステージ西明石Ⅲ401号
債務者　菊地　保文
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８号
愛知県一宮市開明字大橋北１番地５　エルディム開明102号
債務者　赤羽　優太
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６４２号
奈良市大安寺４丁目14番17号
債務者　山﨑　　肇
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１４１号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字田畑44番地
債務者　佐々木俊昭
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
秋田地方裁判所横手支部